

なら健康長寿基本計画（第2期）案に対する意見募集の結果について

資料1

【募集期間】 令和5年12月14日（木曜日）から令和6年1月12日（金曜日）まで

【意見件数】 16件（7名）

【意見の概要及び県の考え方】

※同様の趣旨のご意見についてはまとめて記載しています。

該当箇所					意見の概要	県の考え方
番号	頁番号	章番号等	表題	行数・図表番号等		
1	7p	第1章3.(1)	第2期基本計画における重点健康指標と現状値・目標値	肥満者(BMI25以上)の割合	肥満者の割合について、対象年齢を限定して指標とされている。第4期食育推進計画(案)では、適正体重の人の割合(20歳以上男女)を評価指標とされており、20歳以上のすべての年代が入るので、食育計画に合わせて適正体重を評価指標とするのがよいと考えられる。	肥満者(BMI25以上)の割合については、男性20～60歳代、女性40～60歳代としています。この年代の肥満は優先課題の一つであり、重点的に取り組みべきものとして指標設定しています。この取組の結果が、適正体重の増加に繋がるものと考えています。
2	23p	第3章1.1.(2)	身体活動・運動の推進	図16	運動習慣者の定義が年度ごとによって変わっており、分かりにくいので、国が現在策定中の「健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023(案)」を元に作成するのがよいと考える。	運動習慣者の定義については、平成24年度までは現在と異なる定義でしたが、第1期計画である「なら健康長寿基本計画」の策定後(平成25年度以降)は、同じ定義で、毎年指標の進捗管理を行っています。引き続き、国の指針等も参考にしながら、取組を進めてまいります。
3	27p	第3章1.1.(4)	禁煙の推進	基本的な考え方	誤記があります。 誤：乳児突然死症候群 正：乳幼児突然死症候群	ご意見のとおり修正します。
4	27~28p	第3章1.1.(4)	禁煙の推進	-	「タバコ病による早死にを無くするための取り組み」をよりいっそう進めていただきたい。	本県では、県の附属機関として「奈良県たばこ対策推進委員会」を設置しており、たばこ対策の推進に関する重要事項について審議してきているところです。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、禁煙支援については、「第4期奈良県がん対策推進計画」と連携し、取り組んでまいります。
5	27~28p	第3章1.1.(4)	禁煙の推進	-	タバコには、メンソールや香料など添加物が多く含まれるため、喫煙者にその危険性の周知啓発をお願いする。 「タバコの添加物の法規制と監督機関の創設」を県から国へ要請いただきたい。	本県では、県の附属機関として「奈良県たばこ対策推進委員会」を設置しており、たばこ対策の推進に関する重要事項について審議してきているところです。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、禁煙支援については、「第4期奈良県がん対策推進計画」と連携し、取り組んでまいります。
6	27~28p	第3章1.1.(4)	禁煙の推進	-	喫煙者に禁煙を促し勧めるために、「禁煙治療の2/3助成」を自治体でもよりいっそう進めていただきたい。	本県では、県の附属機関として「奈良県たばこ対策推進委員会」を設置しており、たばこ対策の推進に関する重要事項について審議してきているところです。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、禁煙支援については、「第4期奈良県がん対策推進計画」と連携し、取り組んでまいります。
7	27~28p	第3章1.1.(4)	禁煙の推進	-	禁煙治療の受診者数の数値目標を設定してはどうか。	禁煙治療の受診者数の数値目標については、今年度策定中の第4期奈良県がん対策推進計画(案)において、分野別施策「がん予防」の個別施策として「たばこ対策の充実」を記載しており、中間目標「禁煙希望者が禁煙できている」の指標の1つとして「ニコチン依存症管理料を算定する患者数※人口10万人あたり(1ヶ月分)」を設定しています。

【意見の概要及び県の考え方】

※同様の趣旨のご意見についてはまとめて記載しています。

該当箇所					意見の概要	県の考え方
番号	頁番号	章番号等	表題	行数・図表番号等		
8	29p	第3章 1. 1. (4)	禁煙の推進	指標17	COPD対策の指標として、国の基本方針に沿って、COPD死亡率も指標とすることが必要。令和5年5月31日に公表された「健康日本21(第三次)」では、COPD対策として、「COPDの認知度向上」を行うことに加えて、「COPDの発症予防、早期発見、治療介入、重症化予防」の対策を講じることの必要性が記載されている。【他1件】	慢性閉塞性肺疾患（COPD）の予防可能な主な原因に「喫煙」があることから、1.健康的な生活習慣の普及（4）禁煙支援の推進により、COPDの発症を予防することが重要と考えています。当県の喫煙率は年次推移より減少していることから、禁煙支援の取組に一定の成果があると評価しています。さらに、引き続き喫煙率減少に取り組むとともに、COPDの啓発により、早期受診につなげたいと考えます。COPD対策の指標として、健康日本21（第三次）と同様「COPD死亡率（人口10万対）」を追加します。
9	50~51p	第3章 1. 2. (2)	受動喫煙防止	-	「受動喫煙の危害ゼロの施策」をよりいっそう進めていただきたい。 吸える場所を限りなくゼロに近づけていくことが、受動喫煙の危害防止だけでなく、喫煙者の禁煙を促すことにもなるので、対策強化をお願いしたい。	本県では、県の附属機関として「奈良県たばこ対策推進委員会」を設置しており、たばこ対策の推進に関する重要事項について審議してきているところです。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 国の動向を踏まえながら、本計画及び「奈良県がん対策推進計画」等に基づき、今後の受動喫煙防止対策に取り組みます。
10	50~51p	第3章 1. 2. (2)	受動喫煙防止	-	健康増進法の屋内での受動喫煙防止の規定を屋外の公共施設や、歩道（路上）、公園、子ども関連施設、屋外スポーツ施設、遊泳場、スキー場、レクリエーション施設、社寺仏閣などを含め、禁煙空間を広げていただきたい。	本県では、県の附属機関として「奈良県たばこ対策推進委員会」を設置しており、たばこ対策の推進に関する重要事項について審議してきているところです。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 国の動向を踏まえながら、本計画及び「奈良県がん対策推進計画」等に基づき、今後の受動喫煙防止対策に取り組みます。
11	50~51p	第3章 1. 2. (2)	受動喫煙防止	-	子どものいる場所や傍での喫煙・タバコをやめるルール作りの推進をお願いしたい。	本県では、県の附属機関として「奈良県たばこ対策推進委員会」を設置しており、たばこ対策の推進に関する重要事項について審議してきているところです。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 国の動向を踏まえながら、本計画及び「奈良県がん対策推進計画」等に基づき、今後の受動喫煙防止対策に取り組みます。
12	50~51p	第3章 1. 2. (2)	受動喫煙防止	-	2024年の5/31世界禁煙デーと禁煙週間の機会に、イエローグリーンのライトアップ（公共的なタワーや役所、公共施設、保健医療機関などを含め）による「受動喫煙防止の徹底化」を全国各地で広げる啓発をご協力・連携をお願いしたい。	本県では、県の附属機関として「奈良県たばこ対策推進委員会」を設置しており、たばこ対策の推進に関する重要事項について審議してきているところです。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 国の動向を踏まえながら、本計画及び「奈良県がん対策推進計画」等に基づき、今後の受動喫煙防止対策に取り組みます。
13	50~51p	第3章 1. 2. (2)	受動喫煙防止	-	令和16年の行政機関での受動喫煙率0%を実現するためには、県庁の敷地内全面禁煙化に取り組むことが重要であるため、取組に明記してほしい。	健康増進法により第一種施設である地方公共団体の行政庁舎は、原則敷地内禁煙となっているものの、特定屋外喫煙場所の設置が認められています。 また、本県においても奈良県たばこ対策推進委員会における協議を踏まえながら、受動喫煙に対する周知等の取組を進めております。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
14	50~51p	第3章 1. 2. (2)	受動喫煙防止	主な取組例	奈良県は、観光都市であり、日本人に留まらず、世界からの観光客が訪れる街であるため、望まない受動喫煙の防止の観点から喫煙所整備が必要と考える。	本県では、県の附属機関として「奈良県たばこ対策推進委員会」を設置しており、たばこ対策の推進に関する重要事項について審議してきているところです。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 国の動向を踏まえながら、本計画及び「奈良県がん対策推進計画」等に基づき、今後の受動喫煙防止対策に取り組みます。

【意見の概要及び県の考え方】

※同様の趣旨のご意見についてはまとめて記載しています。

該当箇所					意見の概要	県の考え方
番号	頁番号	章番号等	表題	行数・図表番号等		
15	60p	第3章 II. 4.(6)	気軽に運動できる機会の提供	施策	市町村の公園では健康遊具が設置してある所も少数あるが、筋力トレーニングができる公園が少ない。市町村ごとに健康格差が生まれることが無いよう市町村への問題提起や予算面での援助を環境整備に物理的な運動施設なども含めて検討をお願いしたい。	市町村においては、気軽に運動・スポーツができる環境を整えるため、今後も、各市町村において公園施設など身近な公共施設等の整備を行う際には、健康遊具の設置等を働きかけていきます。 本県では、健康遊具を橿原公苑内に10基設置したほか、県民がスポーツに親しむ生涯スポーツの拠点施設として整備したまほろば健康パークにおいても、子ども向けの遊具のある広場があり、多くの県民に利用されています。また、馬見丘陵公園においては、ウォーキング需要が高い緑道エリアに、令和3年度からの3ヵ年計画で健康遊具を9基整備したところです。 今後も引き続き、スポーツ施設や公園等で運動・スポーツを気軽に楽しむことができる環境の整備を進めてまいります。